

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 10 日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人 全国建設業協会

「下請債権保全支援事業」の拡充に伴う「手形買取」の開始について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業の拡充については、先般、ご連絡させていただいているところですが、このたびの拡充策を受け、株式会社 建設経営サービス〔※1〕では、被災地域の復興支援の一環として、既存の保証ファクタリングに「手形買取（ノンリコース〔※2〕）」を追加するとともに、手形買取料率を「一律年 3%」に設定するなど、被災建設企業への金融支援策に積極的に取り組んでいます。

つきましては、被災地域において利用促進が図られるよう貴会会員に対しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

〔※1〕 東日本建設業保証株式会社の 100%子会社。

〔※2〕 不渡りが生じた場合でも、手形受取人に買戻しの義務が生じない。